(ニ) 未経過期間１３か月以上２４か月以下で解約する場合

返還保険料＝６０か月契約の４年を超える部分の純保険料率

＋６０か月契約の４年を超える部分の社費中損害調査費相当部分

＋（６０か月契約の３年超４年以内の純保険料率＋６０か月契約の３年超４年以内の社費中損害調査費相当部分）

× $\frac{\text{未経過月数}-12\text{か月}}{12\text{か月}}$

＋６０か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充当相当部分

× $\frac{\text{未経過月数}}{60\text{か月}}$

(ホ) 未経過期間１２か月以下で解約する場合

返還保険料＝（６０か月契約の４年を超える部分の純保険料率

＋６０か月契約の４年を超える部分の社費中損害調査費相当部分）

× $\frac{\text{未経過月数}}{12\text{か月}}$

＋６０か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充当相当部分

× $\frac{\text{未経過月数}}{60\text{か月}}$

(2) 保険期間開始前の解約

返還保険料＝純保険料率、社費中損害調査費相当部分

及び付加賦課金中被害者保護増進等事業充当相当部分の全額

地方公務員共済組合連合会公告

令和８年度事業計画及び予算の要旨

地方公務員共済組合連合会定款第25条の規定に基づき令和８年度事業計画及び予算の要旨を公告する。

令和８年５月22日

地方公務員共済組合連合会
理事長　池田　憲治

経理単位名	概　　要
総　　括	1　連合会を組織する組合の数及び組合員の数 (1)　組合の数　64組合 (2)　組合員の数　2,992千人 2　連合会の役員及び職員の数 (1)　役員　理事長１人、理事８人、監事３人　計12人 (2)　職員　98人
厚生年金保険給付調整経理	収支の予定 1　収入　621,499,450千円 ア　国家公務員共済組合法第102条の２及び第102条の３の規定に基づき、国家公務員共済組合連合会より拠出を受ける財政調整拠出金受入金258,131,422千円を見込むものとする。 イ　地方公務員等共済組合法（以下「法」という。）第38条の８第２項の規定に基づき組合から払い込まれる組合払込金65,679,852千円を見込むものとする。 ウ　資金の運用による信託の運用益297,688,177千円を見込むものとする。 2　支出　280,421,014千円 ア　厚生年金保険法第84条の５の規定に基づき、当連合会が年金特別会計に対して拠出する厚生年金拠出金のうち当連合会が負担する厚生年金拠出金負担金254,561,853千円を見込むものとする。 イ　法第38条の８第３項の規定に基づき、厚生年金拠出金等に要する資金が不足すると認められる組合に対し交付する、組合交付金22,607,000千円を見込むものとする。 ウ　地方公務員等共済組合法施行規則（以下「施行規則」という。）第11条の５の２の規定に基づく業務経理への繰入金3,252,161千円を見込むものとする。 3　収支損益 収　入　総　額　621,499,450千円 支　出　総　額　280,421,014千円 当　期　利　益　金　341,078,436千円 当期利益金は、期首厚生年金保険給付調整積立金見込額16,025,678,579千円に加算することとし、翌年度へ繰り越す厚生年金保険給付調整積立金は、16,366,757,015千円となる見込みである。
退職等年金給付調整経理	収支の予定 1　収入　40,225,307千円 ア　国家公務員共済組合法第102条の２及び第102条の３の規定に基づき、国家公務員共済組合連合会より拠出を受ける財政調整拠出金受入金21,828,999千円を見込むものとする。 イ　法第38条の８の２第２項の規定に基づき組合から払い込まれる組合払込金15,215,727千円を見込むものとする。 ウ　資金の運用による信託の運用益3,180,581千円を見込むものとする。